平成２１年（フ）第１３８号
茨城県日立市鮎川町１丁目２番15号
債務者　戸井田信子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４０号
茨城県日立市東金沢町２丁目３番８　ハイツ弘陽502号
債務者　鈴木　克彦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１０１号
茨城県鹿嶋市宮中5259番地24越山住宅２高倉ジャンフォン方、住民票上の住所茨城県潮来市日の出２丁目21番地10　ジーエル潮来２ハイムＢ－３
債務者　高倉　和海
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１０６号
茨城県鹿嶋市角折2254番地15
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１０７号
茨城県神栖市矢田部2875番地
債務者　安藤美穂子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第５５号
石川県七尾市千野町井部23番地
債務者　水道　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２０１号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘１丁目16番12号
債務者　平子　　史
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１１号
三重県津市津興119番地１　県営結城団地Ｐ４棟408号室
債務者　岩佐　　怜
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１６号
三重県鈴鹿市算所３丁目14番26号　レジデンス大野211号、前住所愛知県名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地２棟808号
債務者　伊藤百合子（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３３号
三重県鈴鹿市下箕田３丁目15番２号、前住所愛知県知多郡武豊町字六貫山３丁目19番地４
債務者　松本　栄一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４００号
京都府宇治市平尾台２丁目８番地の10
債務者　大橋　　保
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５４号
京都市伏見区深草加賀屋敷町11番地　市営住宅２棟218号
債務者　木本　幹子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８８号
京都市下京区的場通新町東入蛭子町144番地
債務者　喫茶ボリこと　内堀津與司
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１１号
京都府向日市向日町北山74番地　向日台第12棟304号
債務者　児島　直代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目36番７―206号
債務者　堤　　雅彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市道意町６丁目７番地の２トーカンマンション武庫川東605号
債務者　加藤　隆伸
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５４号
兵庫県西宮市樋ノ口町１丁目９番20号　樋ノ口ハイツ103号、前住所兵庫県西宮市田近野町７番２―808号
債務者　中倉　　心（旧姓辻井）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５９号
兵庫県尼崎市田能１丁目14番14―211号
債務者　久保田善彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係